

お得意様各位

平成26年6月23日

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V 新法人税・届出書・消費税・電子申告・財務消費税率8%改正(第3弾)の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

平成26年度版新法人税申告書・届出書・電子申告・財務消費税率8%改正(第3弾)プログラムが完成しましたのでお届け致します。また、消費税申告書プログラムにおきましては初期起動を平成26年4月1日以降用に変更しました。

電子申告システムをお持ちのお客様は、電子申告環境設定の更新作業もあわせて行って下さい。電子申告変換の税務代理権限証書は新様式になっておりますが、平成26年6月30日までの電子申告では旧様式を別途郵送等する必要がございます。P.10を必ずお読み下さい。

尚、6月16日にe-Taxソフトもバージョンアップしております。e-Taxを呼び出して更新作業を行って(P.6参照)いただきますようお願い致します。(e-Tax更新を行わないとデータ変換が正しくできませんので必ず行って下さい。)

詳しくは、同封の資料を参照の上、更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)及びご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

- ・ System-V 用 財務消費税率改正プログラム第3弾・平成26年新法人税申告書
消費税申告書・届出書・年度更新・電子申告更新
電子申告環境設定・取扱説明書PDF CD-R 1枚

※サーバーが複数台ある場合でも共通で使用できます。

取扱説明書

- ・ CD-R内にPDFファイルとして入っています。

案内資料

- ・ 同封物の解説及びバージョン一覧表 1
- ・ [1000]プログラムの更新作業 2～3
- ・ 電子申告 環境設定インストール方法 4～6
- ・ 平成26年新法人税申告書 更新内容 7～8
- ・ 届出書セット 更新内容 8
- ・ 消費税申告書 機能改善及びお問い合わせの多い内容について . . . 9
- ・ 電子申告システム 更新内容 10
- ・ 財務プログラム 更新内容 11～12

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

ご注文および保守契約に合わせて、以下のCD-Rを同封しております。



今回送付した更新版CD-Rには

- ・各プログラム
- ・PDFファイルの取扱説明書

を1枚に入れて送付しています。

No	ラベル名	枚数	備考
1	System-V/ L X 財務消費税率8%改正プログラム第3弾 平成26年新法人税申告書・消費税申告書 届出書・年度更新・電子申告更新 電子申告環境設定・取扱説明書PDF	1	プログラムインストールCD-Rです。 契約プログラムのみインストールします。

●バージョンNo.一覧

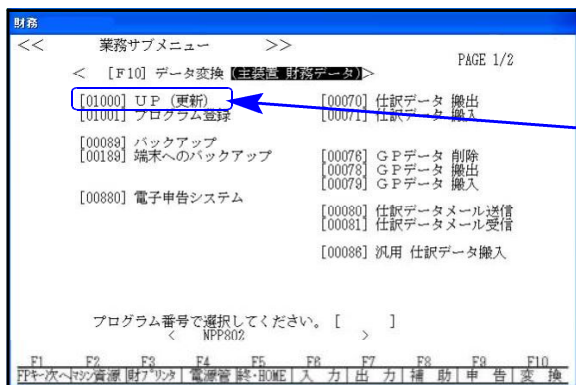
下記のプログラムは **F 6** (登録&入力)、**F 8** (補助&比較等出力)、**F 9** (申告・個人・分析)
F 10 (データ変換) の1頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備考	
1	申告情報登録	V-3.30	NGP画面にしてリニューアルしました。	
95	期首自動繰越	V-3.37		
97	GP年度更新	V-1.33		
110	新法人税申告書 26年版	V-1.60	・法人税 平成26年改正に対応しました。 ・地方税 第6号様式別表9において、当期分のみのデータがプリントできるよう機能改善しました。	
270 280 290	WP版法人税申告書 26年版	V-4.10	平成26年改正に対応しました。	
120	消費税申告書 26年4月1日以降用	V-1.63	[120] [Enter] で平成26年4月1日以降用プログラムを起動するようになりました。	
1110	届出書セット 26年版	V-1.91	税務代理権限証書の変更に対応しました。	
880	電子申告	V-1.29	平成26年度法人税税制改正によるe-Tax更新に対応しました。	
PG番号	プログラム名	V-VER	LX-VER	備考
67	工事別元帳	V-2.11	V-3.12	売上対応区分・税率を印字できるよう機能改善しました。 摘要の印字文字数を増やしました。

※ 前回までの更新を行った上で、今回の更新作業を行ってください。

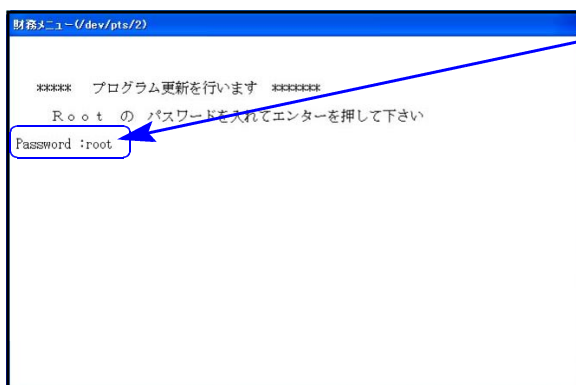
● 操作方法

- ① 「財務消費税率8%改正プログラム第3弾～ 14.06」と書かれているCD-Rを用意します。
- ② **F10** データ変換のメニューを呼び出します。



初期メニューより **F10** データ変換を選択します。**[1000] UP (更新)**を呼び出します。

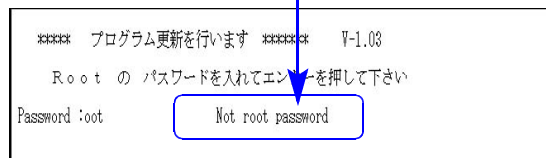
1000 **Enter** を押します。



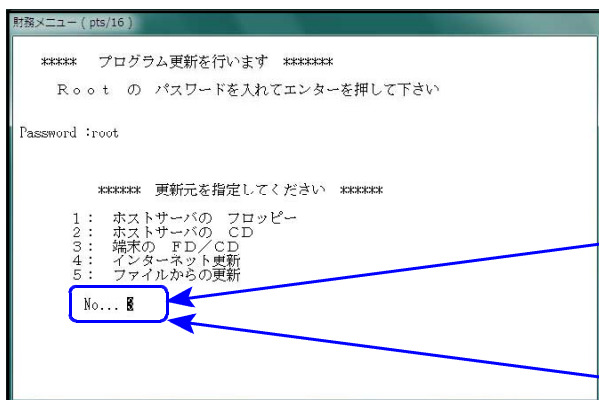
Enter を押します。
(rootは入力しません)

r o o t は消さないように注意して下さい。

※パスワードを消した場合エラーを表示します。



※ LX:2005年7月以前納品の機械(LX-TURB010) は、2:ホストサーバのCDで作業して下さい。



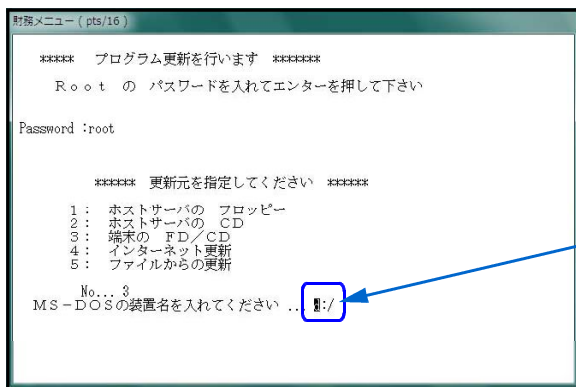
- ③ 左図の画面を表示します。

「財務消費税率8%改正プログラム第3弾～ 14.06」と書いてあるCD-Rをセットして『3』端末のFD/CDを選択します。

3 **Enter** と押します。

※ 親機にCD-Rをセットした場合は **2** **Enter** を押します。

→ ⑤へ移動



- ④ 『3』 端末の F D / C D を選択すると『MS-DOSの装置名を入れてください..d:/』等、前回指定したドライブ名を表示しますので CD-ROMのドライブ名を確認します。

表示したドライブ名が違う場合は、入力後 **Enter** を押します

※お客様の機械によってドライブ名は異なります。下記の方法で確認して下さい。

CD-ROMのドライブ名の確認方法

マイコンピュータを開きます。
CD-ROMのドライブを確認して下さい。

左図の場合はCD-ROMドライブは『D』です。

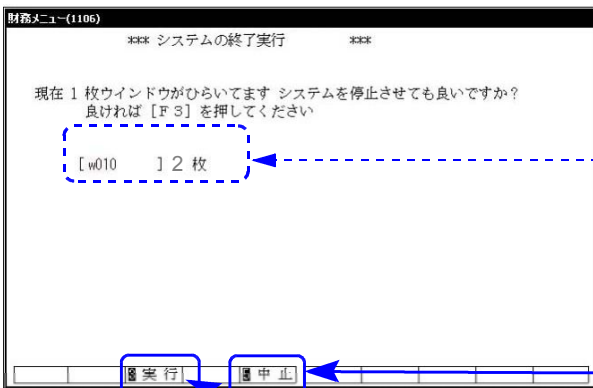


- ⑤ インストールを実行します。
左図の1行目の画面を表示します。
『OOOをインストールします[y/n/a/1?...]』
a 又は **1** を選択します。
※誤って、**y** を選択した場合は2行目以降で **a** 又は **1** を選択して下さい。

- ⑥ 2行目以降を表示します。
終了が出た後しばらくお待ち下さい。

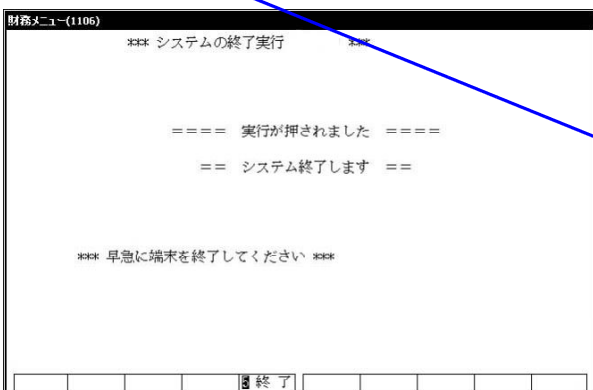
- ⑦ インストールが終了すると左図の画面を表示します。
CD-Rを本体から取り出してください。
他の端末が起動していないことを確認します。

※ここに転送作業中の端末名のみ表示していることを確認します。他の端末名を表示している場合はその端末を終了して下さい。



単体の場合

中止 (F5) を何回か押してシステムを終了し Windows画面、もしくはポータル画面まで戻ります。戻った後、3分ほど待ち、再度システムを起動して下さい。



ネットワークの場合

実行 (F3) を押し、しばらくお待ち下さい。左図の画面を表示した後、しばらくすると自動的にマルチウィンドウ端末が終了、その後親機の電源も自動的に切れて再起動します。
(※親機の電源が切れたあと5分ほど待っても再起動しない場合は、電源ボタンを押して起動させて下さい。)

※親機を複数台持っている場合は、本CD-Rにて更新作業を同様に行ってください。

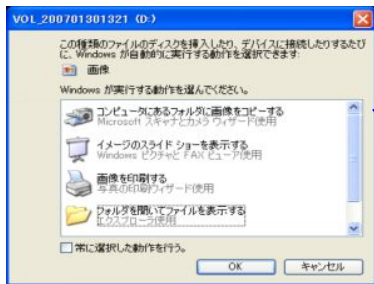
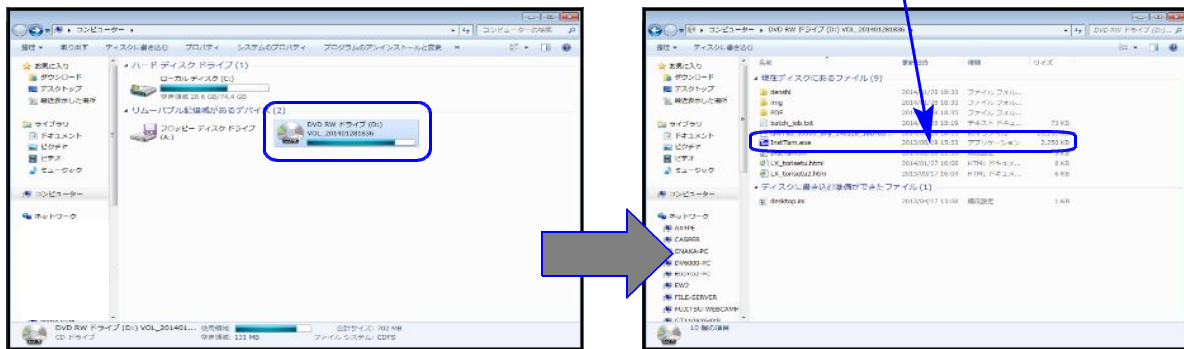
電子申告 環境設定インストール方法

転送前の確認事項

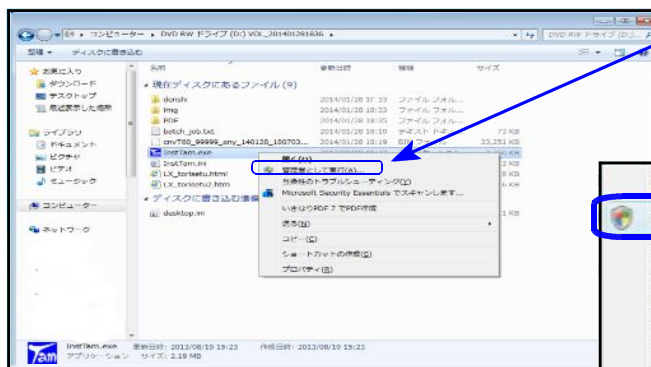
- インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。（マルチウィンドウ端末も閉じて下さい。）※電子申告システムをご利用になっていないコンピュータでは作業不要です。

インストールは下記に沿って各端末機で行って下さい。

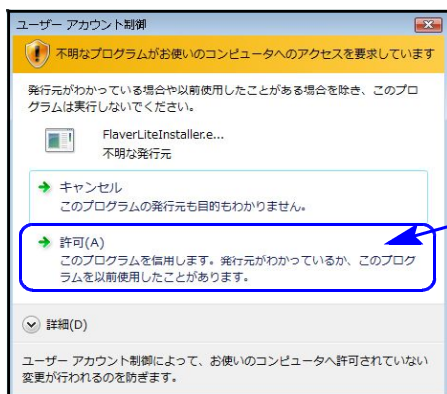
1. 今回送付した「財務消費税率8%改正プログラム第3弾～ 14.06」と書いてあるCD-Rを用意して、端末機にセットします。
2. コンピュータ(XPはマイコンピュータ)をダブルクリック→CD-ROMドライブをダブルクリックします。CD-Rの内容を表示しますので、『InstJam.exe』を右クリックし、手順3へ。(XPの場合は『InstJam.exe』をダブルクリックして手順5へ)



※CD-Rをセット後、左図を表示した場合は『フォルダを開いてファイルを表示する』を選択します。OKにマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押すと右上の画面を表示します。



3. 左図の画面より『管理者として実行』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)



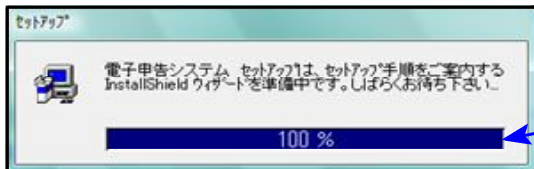
4. Vistaは左図の画面を表示しますので、「許可」マウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)

8/7は「許可しますか?」と表示します。「はい(Y)」にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)

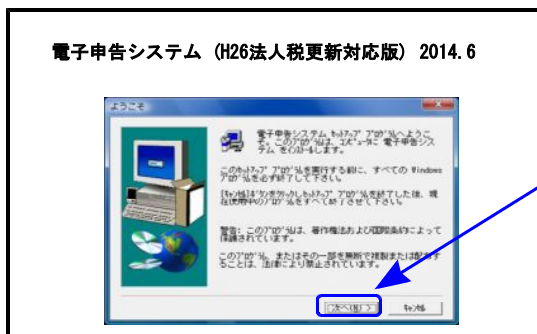


5. 左図の画面を表示します。
電子申告システムの『インストール』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。

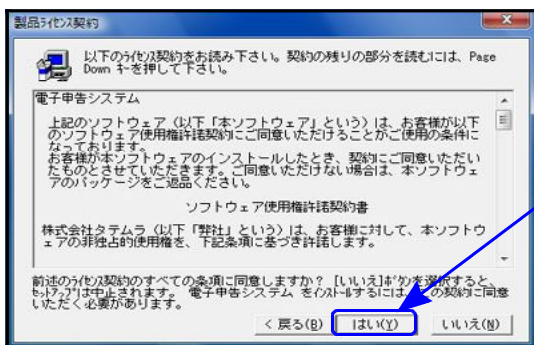
次の画面が出るまでしばらくお待ち下さい。



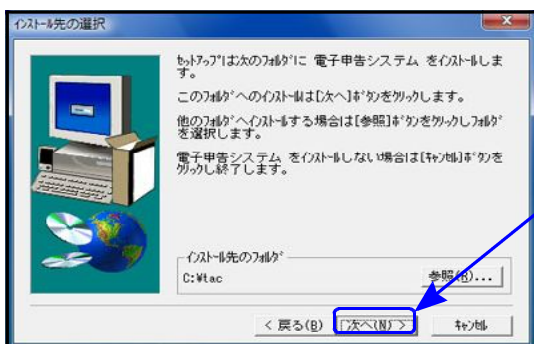
6. 左図の画面を表示します。
「100%」になるまでお待ち下さい。



7. 左図の画面を表示します。
マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)

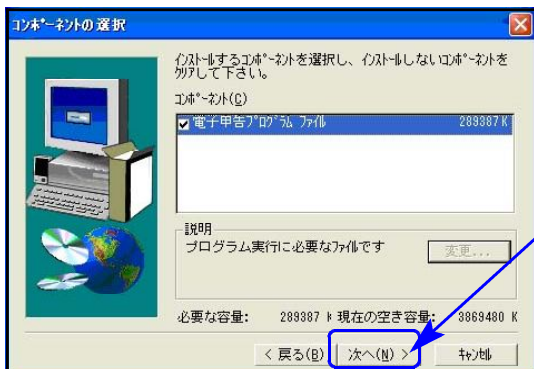


8. 左図の画面を表示します。
マウスの矢印を「はい」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)



9. 左図の画面を表示します。
マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)

しばらくお待ち下さい。

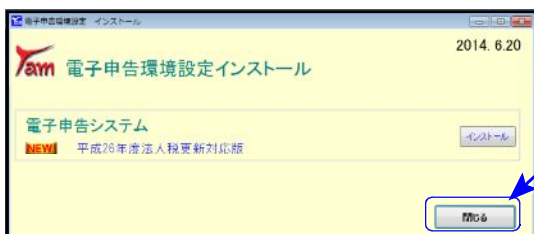


10. 左図の画面を表示します。
マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)

しばらくお待ち下さい。



11. 「セットアップ完了」と表示したらマウスの矢印を「完了」に合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)

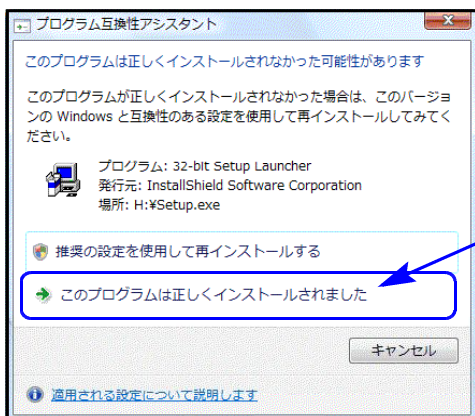


12. 左図の画面に戻ります。

マウスの矢印を **閉じる** に合わせて左ボタンを1回押します。

13. CD-Rを取り出し、Windowsを再起動して下さい。

以上でインストール作業は終了です。



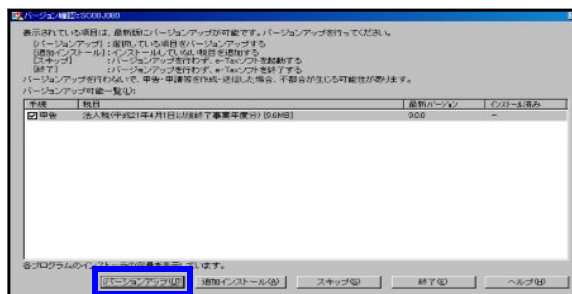
※8/7/Vistaの場合で、インストール終了後に左図の画面を表示した場合は

「このプログラムは正しくインストールされました」にマウスの矢印を合わせ、左ボタンを1回押します。(クリック)

e-Taxソフト・ルート証明書の更新が必要です

電子申告を行うにあたって、e-Taxソフトは不可欠です。
平成26年6月16日にe-Taxソフトの更新がありました。バージョンアップ作業をまだ行っていない場合は以下の方法でバージョンアップして下さい。

1. デスクトップ上のe-Taxソフトのアイコンをダブルクリック。
2. インターネット接続をOK→国税庁からのお知らせをOK、にして進んで下さい。



3. 上記の画面が表示されましたら、「バージョンアップ」をクリックし、画面に従ってバージョンアップ作業をお願い致します。

● 更新内容 平成26年新法人税改正(平成26年3月改正)内容は以下の通りです。

表 種	変 更 内 容
別表一(一)	<p>【3】法人税額の特別控除額 別表6-6「27」等 ↓ 【3】法人税額の特別控除額 別表6-6「24」等</p>
別表一(二)	<p>【3】法人税額の特別控除額 別表6-6「27」等 ↓ 【3】法人税額の特別控除額 別表6-6「24」等</p> <p>【5】連結納税の承認を取り消された場合等における～ ↓ 【5】リース特別控除取戻税額(別表6(25)「31」)</p>
別表三(一)	各転記元の別表の項目番号が変更になったため、項目内容が変わりました。計算式の変更はございません。 [5]・[6]・[27]
別表四	<p>【27】・【42～46】の項目名が変更になりました。</p> <p>※別表11-3退職給与引当金がなくなった為、別表11-3の転記を削除し空欄枠に置き換えました。(加算・減算カミット内) 5-1等の転記も内部的に変更になっています。</p>
別表六(一)	<p>様式に変更がありませんが入力において注意があります。</p> <p>※復興特別法人税の申告がない場合は、「個別法」「銘柄簡便法」「その他」の欄にある『復興特別所得税額(青枠)』には入力しないで下さい。 この項目は復興特別法人税別表2を作成するためのものです。 復興特別法人税の申告がない場合は、復興税は各所得税額欄に含めて入力して下さい。(次ページ参照)</p>
別表七(一)	<p>災害のやんだ日 ↓ 災害のやんだ日又はやむ得ない事情のやんだ日</p>
別表十一(一)	<p>【18】経過措置の適用を受ける場合 ((14)、(15)、(16)又は(17)) × (25%、50%又は75%) ↓ ((14)、(15)、(16)又は(17)) × (25%又は50%)</p> <p>※25.4.1～26.3.31は50%で計算し、「25%又は」を打ち消し 26.4.1～27.3.31は25%で計算し、「又は50%」を打ち消す。</p>
別表十一(一の二)	<p>【7】経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額 (6) × (25%、50%又は75%) → (6) × (25%又は50%)</p> <p>※25.4.1～26.3.31は50%で計算し、「25%又は」を打ち消し 26.4.1～27.3.31は25%で計算し、「又は50%」を打ち消す。</p>
別表十五	<p>平成26年4月1日以後開始する事業年度より 交際費等の額のうち、飲食のために支出した額の50%が損金算入可能となりました。 損金算入限度額は自動計算しますが、選択も可能となっております。</p>
復興特別法人税別表一	復興特別法人税の課税期間が、1年前倒しで終了することとなりました。

その他の機能改善

【第6号の9様式】データ入力当期分のみの場合プリントができない現象を確認しましたので正しく印刷できるよう機能改善致しました。

【年度更新】 別表15等の平成26年税制改正に合わせて、年度更新も変更致しました。

本年は地方法人税法により、平成26年10月頃に改正があります。

復興特別法人税 1年前倒し廃止によるご注意

復興特別法人税の課税事業年度終了後の各事業年度において、法人が利子及び配当等に課される復興特別所得税の額を有する場合には、復興特別所得税の額を所得税の額とみなして、法人税申告書で利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて各事業年度の法人税の額から控除し、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付することとされました。

復興特別法人税の課税事業年度終了後における復興特別所得税額の別表6-1の入力につきましては、『復興特別所得税額』欄は使用せず、所得税額欄へ入力するようになりますのでご注意ください。

別表6-1 所得税額の控除に関する明細書

事業年度：平成26年 2月21日～平成27年 2月20日 法人名：8581対応法人

格差選択
 別記
 印刷

区分	収入金額	(1)のうちに課される所得税額	(2)のうち控除を受ける所得税額
	[1]	[2]	[3]
預貯金の利子・合同運用信託の収益分配	1		
公社債の利子等	2		
剰余金の配当・利益の配当及び剰余金の分配	3		
集団投資信託の収益の分配	4		
その他	5		
計	6		

①～④は控除の相手種
 ⑤～⑥は所得控除及び剰余金の分配
 ⑦～⑧は復興特別所得税の控除

個別法による場合
 2017まで入力できます。→ 全行表示

行番号	銘柄	収入金額	所得税額	復興特別所得税額	利子配当等の計算期間	[8]のうち元本	所有期間割合	控除所得税額
		7	8	9	10	11	[10]/[9]	[8]×[11]
1								
2								
3								
4								
5								

銘柄別簡便法による場合
 2017まで入力できます。→ 全行表示

行番号	銘柄	収入金額	所得税額	復興特別所得税額	期末所有元本数	期首所有元本数	[16]-[16] 2又は12	[16]+[17] [16]	控除所得税額
		13	14	15	16	17	18	19	[14]×[18]

届出書プログラム 更新内容

14.06

以下5表の様式変更がありました。

- [28] 欠損金の繰り戻しによる還付請求書
- [62] 消費税課税期間の特例選択
- [63] 消費税簡易課税制度の選択
- [101] 消費税及び地方税の更正の請求書
- [901] 税務代理権限証書 平成26年7月1日以後様式
- [1] " 平成26年6月30日以前様式 となります。

消費税申告書更新内容及び、お問い合わせの多い内容について

● 更新内容

- ・平成26年消費税申告書の呼び出しは[120] * でプログラム年を指定しておりましたが、今回の更新により、[120] で平成26年プログラムを呼び出すようになりました。
- ・付表5-2[30]欄の計算判定を、各列ごとの判定から各D欄のうち最も金額が大きい項目に変更致しました。
また、[30]欄も手入力できるようにしました。

● お問い合わせの多い内容について

「会計データ読込をしたが8%消費税分の集計ができない」「一般:付表1・2-2、簡易:付表4・5-2を呼び出せない」というお問い合わせが多く寄せられております。

- 10:基本情報登録を呼び出して、「経過措置」欄を確認して下さい。
消費税率8%の申告がある場合には経過措置『有』にして下さい。

平成26年 4月1日以降用 消費税申告書 ユーザコード … 142 年 度 … 平成26 ユーザ名 … 株式会社 東京商事 入力用紙選択 (1ページ)	[100:【電子申告用変換】]
[10:【基本情報登録】] [11:【消費税申告書】]	

ユーザコード: 142	ユーザ名: 株式会社 東京商事		
印刷項目設定をクリックすると印刷する項目を選択できます。 → <input type="button" value="印刷項目設定"/>			
※申告の区分を設定します。設定によって入力できる表や項目が変わります。			
【消費税設定内容】			
申告区分	<input checked="" type="radio"/> 一般 <input type="radio"/> 簡易	法人/個人	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人
経過措置	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	※8%以外の税率がある場合に有を選択	
申告種類	<input checked="" type="radio"/> 確定 <input type="radio"/> 中間 <input type="radio"/> 修正確定 <input type="radio"/> 修正中間	送付不要	<input type="checkbox"/>
← 上記申告種類を選択後、種類名を変更したい場合はこちらに手入力して下さい。(優先)			
基準期間の課税売上	13,500,000 円	前年の課税売上高	11,320,000 円
※基本情報はG P申告情報登録より必要な項目を表示しています。 訂正は、F8キーを押してG P申告情報登録で行います。			
【基本情報】 <input checked="" type="checkbox"/> 電子申告の場合、提出年月日は「GP申告情報登録」から変換します。			

● 更新内容

法人税の税制改正によるe-Tax更新(平成26年6月16日)に伴い、弊社電子申告システムも対応致しました。

《法人税申告書 e-Tax未対応別表》

以下の別表については平成26年度e-Tax電子申告ソフト受付不可能(未対応)により送信ができないため、変換はしません。

申告する必要がある場合は、別途郵送等で提出していただきますようお願い致します。

別表3-2、別表3-3、別表11-2、別表13-2、別表13-5

● 税制改正以外の変更点**【第6号の9様式】**

データ入力 that 当期分のみの場合、変換のチェックがつかなかった現象を確認しましたので、正しくチェックがついて変換できるよう機能改善致しました。

● 税務代理権限証書の添付について

e-Taxでは平成26年6月16日より法人申告用の税務代理権限証書が新様式になっております。

・ 提出日が平成26年6月30日までの場合

旧様式で提出する必要があります。電子申告変換では新様式になってしまっているため、別途旧様式の税務代理権限証書を郵送等行って下さい。

※法人税、復興特別法人税及び法人の消費税申告変換の際には税務代理権限証書の変換チェックを付けないようご注意ください。

※6月30日以前に旧様式で提出する場合でも「事前通知に関する同意」を明示することが可能であり、そのためには「2 その他の事項」欄にその旨の記載が必要となります。

記載例) 上記の代理人に税務代理を委任した事項(過去分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。

・ 提出日が平成26年7月1日以降の場合

新様式提出となりますので、変換チェックを付けて電子申告を行って下さい。

尚、個人申告の税務代理権限証書の新様式対応は、平成27年1月予定とのことです。

詳細につきましては、日本税理士会連合会ホームページ等にてご確認下さい。

財務消費税率8%改正第3弾においては、以下3つのプログラムを更新致しました。

- [1] 申告情報登録
- [95] 期首自動繰越
- [67] 工事別元帳(オプション)

[1] 申告情報登録

<法人入力画面>

新しい入力画面にして、3頁に分かれていた内容を1頁にまとめました。

法人/個人で入力項目は違います。

<個人入力画面>

[95] 期首自動繰越

新しい入力画面にして、これまでの対話方式から、まとめて年度更新の指定ができるように機能改善致しました。詳細につきましては、『F6登録入力の取扱説明書』を参照して下さい。

繰越対象となるものにチェックを付け、必要事項の入力を行ったら **繰越実行** を押して下さい。

※年度繰越金額のプリントにつきましては、[10]期首入力で行って下さい。

[67] 工事別元帳

- ・ 売上対応区分、税率の印字を指定できるように機能更新しました。
- ・ 摘要の印字文字数を増やしました。
今までは普通文字で1行のみ印刷



全角16文字までは普通文字

全角17文字以上は半角文字で1行枠内に上下2段まで印刷

※※ [11] 仕訳入力でお問い合わせの多い内容について ※※

4月以降問い合わせが特に多い質問について下記に記しました。ご一読下さい。

- ・ 平成26年4月以降に消費税率5%で入力する方法
→ 日付欄で[F9: 率設定]キーを押して入力税率を選択します。
- ・ 毎月決まった5%仕訳がある場合の便利な入力方法
→ 自動摘要登録で、摘要の頭に5%を付けて登録しておくことで摘要選択と同時に率も5%でセットされます。

① [4] 自動摘要登録・[11] 仕訳入力の **F6: 摘登録** で、**摘要の先頭に消費税率を入力**して登録。

財務メニュー (pts/8)

** 自動摘要登録(V-3.09) ユーザ: 1003 株式会社 東京商事 平成26

番号	借方科目	貸方科目	自動摘要	略称
0409			内:内税仕入	**
0410			外:外税仕入	**
0411			共:共通仕入	**
0412			免:免税仕入	**
0413			関:関連外仕入	**
0414			非:非課税仕入	**
0415			消:仕入消費税	**
0416				
0417	325 リース	103 普通	5%コピー機	コピー
0418				
0419				
0420				
0421				
0422				

F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10
 プ・切替|削 除|行 詰|検 索|終・HOME フ・リット 科目リット|その他|先 頭|最 終

自動摘要登録の先頭に消費税率を半角で『0%』と登録します。

〈有効税率〉
8%、5%、3% (半角)
上記以外は文字扱いになります。

税マークやヒカキ区分(95%プログラムご利用の場合)と一緒に登録する場合は、登録のルールとして
 1. 消費税率 2. ヒカキ区分(「;」は消さないで下さい) 3. 税マーク の順で登録して下さい。

** 自動摘要登録 **

コード	借方科目	貸方科目	自動摘要	略称
	325 リース	103 普通	5%;内コピー機	

※順序が違う場合は正しくセットされません。

② [11] 仕訳入力の摘要欄で先頭に消費税率の付いた自動摘要を選択すると、登録している消費税率がセットされ、消費税率を除いた文字が摘要に入ります。

- ・ 入力中に日付欄まで戻さずに税率変更をしたい。
→ 自動摘要登録で貸借科目を空欄にして摘要に税率(「5%」等)を登録しておき、仕訳入力の摘要欄で選択することにより税率をセットすることができます。